

半田市はたらく親を応援する団体育成事業市民投票に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱(以下「要綱」という。)第8条第2項に掲げる市民投票について、必要な事項を定めるものとする。

(市民投票の実施方法)

第2条 要綱第8条第2項の規定に基づき、プレゼンテーション資料等の一般公開による市民投票を実施する。

- 2 市民投票を実施しようとするときは、投票期日、投票対象、投票方法等の情報を、市ホームページへの掲載その他適切な方法により公開する。
- 3 申請団体に対し、一般公開の前にプレゼンテーション資料等の作成に関する研修を実施する。
- 4 適切な方法により投票参加者を選定し、投票案内を行う。
- 5 投票参加者は、投票案内に記載されている専用プラットフォームにアクセスし、投票を行う。

(市民投票の得票率)

第3条 投票参加者は支持・共感する事業に対して投票を行い、投票の結果は対象事業ごとに集計され、得票率が50%以上である場合に助成対象とする。

- 2 前項の投票は複数投票を可とする。

(事業の優先順位)

第4条 前条の投票に合わせて、投票参加者は実施してほしい事業に対して優先順位をつける投票を行い、前条第1項の規定に基づき助成対象となる事業のうち、優先順位が上位の事業から順に、予算の範囲内で採択決定とする。

(市民投票の結果公表)

第5条 市民投票の結果について、速やかに対象団体に通知する。

- 2 市民投票の結果は、適切な方法により公表する。

(庶務)

第6条 市民投票に係る庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。